

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該日は、
日曜日、
休日は、
がとる日
の翌日)

目次

◇ 告示 争議行為を行なう旨の通知

肥料の登録

”

肥料の登録の有効期間の更新

基本測量を実施する旨の通知

土地の用途廃止

”

”

道路の位置の指定

”

”

”

◇ 教委告示

臨時教育委員会の会議の招集

告示

鳥取県告示第二百六十九号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長竹内武から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

(一) 昭和四十五年一月実施の賃金引上げ要求に関する事。

(二) 年度末手当の要求に関する事。

(三) 労働時間短縮の要求に関する事。

(四) 残業手当の増額の要求に関する事。

二 日時

昭和四十五年四月二十二日からこの事件が解決するまで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社の経営するガス事業の全職場（鳥取市及び国府町）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第二百七十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十五年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百七十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、

登録番号 鳥取県 第三七九号	肥料の名称 くみあい 腐植酸苦土入り 苗代複合肥料	保証成分量（パーセント） アンモニア性窒素 八・〇 可溶性りん酸 八・〇 うち 水溶性りん酸 六・〇 水溶性加里 一〇・〇 く溶性苦土 二・〇	生産業者の住所 及び氏名 岩美郡国府町 大字町屋三〇四番地 国府町農業協同組合 組合長理事 白井信一
鳥取県 第三八〇号	北条水稲複合 肥料苗代一号	アンモニア性窒素 七・九 可溶性りん酸 七・七 うち 水溶性りん酸 六・三 水溶性加里 九・四	東伯郡北条町弓原 三三四番地 北条町農業協同組合 組合長理事 根鈴信雄
鳥取県 第三八一号	北条水稲複合 肥料苗代二号	窒素 全量 六・〇 うち アンモニア性窒素 四・二 りん酸 全量 六・〇 うち 可溶性りん酸 五・三 うち 水溶性りん酸 四・三 加里 全量 八・四 うち 水溶性加里 八・〇	〃

次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十五年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 鳥取県 第三八一号	肥料の名称 東伯西瓜 複合肥料	保証成分量（パーセント） 窒素 全量 八・〇 うち アンモニア性窒素 六・八 りん酸 全量 五・〇 うち 可溶性りん酸 四・二 うち 水溶性りん酸 三・五 加里 全量 六・〇 うち 水溶性加里 六・〇	生産業者の住所 及び氏名 東伯郡東伯町徳万 五五八の一 東伯町農業協同組合 組合長理事 吉田常吉
----------------------	-----------------------	---	--

鳥取県告示第二百七十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十五年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	鳥取県 第三二八号	肥料の名称	北条水稲複合 肥料 稲五号	保証成分量(パーセント)	窒 素 全 量 九・〇 う ち アンモニア性窒素 八・七 りん 酸 全 量 六・二 う ち 可溶性りん酸 六・〇 う ち 水溶性りん酸 四・九 加 里 全 量 六・五 う ち 水溶性加里 六・四	生産業者の住所 及び氏名	東伯郡北条町弓原 三三四番地 北条町農業協同組合 組合長理事 根 鈴 信 雄
------	--------------	-------	------------------	--------------	---	-----------------	--

鳥取県告示第二百七十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量(国土基本図測量)
- 二 作業期間 昭和四十五年四月二十日から
昭和四十五年十一月三十日まで
- 三 作業地域 米子市、西伯郡大山町、岸本町、名和町、中山町、淀江町、西伯町、日野郡溝口町及び東伯郡赤崎町

鳥取県告示第二百七十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年四月十一日から用途廃止した。

昭和四十五年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市立川町五丁目	二四ノ二番地先から	五二・二二	道路敷
	二五ノ二番地先まで	三九・一三	水路敷
	六九ノ一一番地先から		
" "	六九ノ五番地先まで		

鳥取県告示第二百七十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年四月十一日から用途廃止した。

昭和四十五年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市御弓町四〇番地先から	四〇番一先まで	二七・六八	水路敷

鳥取県告示第二百七十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年四月十一日から用途廃止した。

昭和四十五年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
---	---	----------------	----

日野郡溝口町大字荘字長瀬一〇番地先から 一〇九ノ一番地先まで	二四・六一	道路敷
-----------------------------------	-------	-----

鳥取県告示第二百七十七号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年四月十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市瓦町一五一 日本海不動産株式会社	鳥取市宮長字江崎二二四の一部	幅員 五・〇〇 メートル
取締役社長 谷川 武 治	"	延長 三〇五・〇〇 メートル
"	"	二二五の二
"	"	二二五の三
"	"	二二六の二
"	"	二二七の一
"	大覚寺字江崎五の一	"
"	"	六
"	"	六の一

鳥取県告示第二百七十八号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年四月十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市瓦町一五一 日本海不動産株式会社	鳥取市吉成字墓ノ下三五三ノ一の一部 吉外字西分木三五九ノ二の一部	幅員 七・〇〇 メートル
取締役社長 谷川 武 治	"	延長 五三二・〇〇 メートル
"	"	三六一ノ一
"	"	三六一ノ三
"	"	三六〇ノ一
"	三六一ノ一地先水路	"
"	三五九ノ二地先農道	"
"	宮長字江崎二二六ノ二の一部	"
"	"	二二六ノ一
"	"	二二六ノ三
"	"	二二五ノ三
"	"	二二七ノ一
"	"	二二八ノ一
"	"	二二一ノ三
"	"	二二一ノ一
"	"	二二二ノ一

鳥取県告示第二百七十九号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年四月十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市蚊屋七五	幅員 四・五〇
吉田 和次	延長 一六一・五〇
米子市蚊屋字南亀田三二二の六の一部	メートル
三三三の一	メートル
三三六の一	メートル
三三七の四	メートル
三三七の五	メートル

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市蚊屋七五	米子市蚊屋字南亀田三二二の六の一部	幅員 四・五〇
吉田 和次		延長 一六一・五〇
米子市蚊屋字南亀田三二二の六の一部		メートル
三三三の一		メートル
三三六の一		メートル
三三七の四		メートル
三三七の五		メートル

鳥取県告示第二百八十号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年四月十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市上福原 一七四三	米子市上福原字北浜沖開一七九七の一の一部	幅員 四・〇〇
北国 義雄		延長 一七一・〇〇
米子市上福原 一七四三		メートル
北国 義雄		メートル
米子市上福原字北浜沖開一七九七の一の一部		メートル
一七九七の二		メートル
一七九七の三		メートル
一七八七の二		メートル
一七八八の一		メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十五年四月十七日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

- 一 日時 昭和四十五年四月二十三日午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 教育課程審議会委員の委嘱及び任命について

(2) その他